

幼時虚弱で耳も悪かったので、学問と描画に心を寄せ、家督を姉婿に譲つて京都に出、南画家田能村直入に師事してその高弟となつた。漢学・禪学にも造詣深く、師の直入が京都に南宋画学校を設けたとき、抜擢され校長となり、美術教育に力を尽くした。性磊落で余技として篆刻や俳諧をよくした。生来病弱で明治三十三年大成をまたず四十一歳で没した。

## 第一節 城崎町の近代化

### (1) 城崎町・内川村の発足

地価修正要求と  
大同団結運動

自由民権運動

○の国会開設を三年後に控え、明治二十年外人判事任用を許す井上馨外相の条約改正案がもれると、片岡健吉・星亨らを中心に三大事件建白運動が起つた。これは、政府に①言論の自由②地租軽減③外交の回復などを要求する運動で、旧自由民権活動家が全国各地で運動に参加した。

この運動は、後藤象二郎が従来は対立していた旧自由党系・改進党などの大同団結を提唱したため一時的に戦線統一が成立し、大同団結運動として、きたる明治二十三年の国会選挙に立派な代議士を選び、先の諸要求などの実現を企てる運動となつた。しかし二十年末に保安条例により数百の運動家が東京から追放され、二十二年二月大隈重信（改進党系の実力者）が伊藤博文内閣に入閣し、二十二年三月後藤象二郎が黒田清隆内閣に

入閣するなど幹部と藩閥政府の妥協も行われ、運動は腰くだけとなつていった。

但馬に大同団結運動の影響がおよんでくるのは、明治二十一年秋から二十二年初めにかけてである。この頃すでに大同派から改進党系が脱退し旧自由党系が中心となっており、民権運動期に自由党系の基盤であった但馬で、つぎのように再び中央での動きに呼応しようとする様相が出てくる。

明治二十一年十月二十五日、植木枝盛（旧自由党の理論家）を囲み豊岡町で地方有志懇親会が開かれ、植木は大同団結の必要を提唱した。また「神戸又新日報」（明21・11・17）には、在湯島（現在の城崎町）慷慨生のペンネームで「全但人民に<sup>(マ)</sup>忠し併せて内閣諸公へ一言す」というつぎのような投書が掲載され、政治運動への関心を訴えた。「我邦四隅の境遇は如何、裡面の形勢は如何、外交の問題は吾人をして果して満足せしめたる乎、財政の政略は吾人をして果して擊壊せしめたる乎。抑も亦待ちに待（ち脱力）たる帝国議会は如何に為す可き乎：（中略）：全但人民は如此き時機に会し如此き重大の問題を徒らに明治政府特有の問題に自任し雲烟過眼落花流水となし去らんとするは何ぞや」。

こうして明治二十二年一月十三日豊岡町で城崎郡俱楽部が創設され、二方郡では県議の中井幹造が大同団結派と氣脈を通じ活動を行いはじめた。

城崎でもこのような動きが三月から五月にかけ確認されるようになる。三月二十日湯島村（現城崎町）で大江甚助、細田勝太郎（今津村—現城崎町、酒造販売）、岩本八右衛門（内川村上山、地主）らが俱楽部設置の準備会を催し、四月三日再び湯島村に城崎郡内の名望家三十余名が集まり、北但俱楽部の組織会を開いた。城崎からは先の細田の他、結城勘右衛門（湯島村、旅館）が発起人（五人）となっている。さらに四月二十六日

湯島村本住寺において、湯島村の莊村虎之助、杉本和助（旅館）他数名が发起となり大同派系の政談演説会を開き、四百余名もの聴衆を集めた。閉会後の懇親会では、五月十日の大同派大会議（東京）臨席者を定め、但馬俱楽部の設置、政治新聞発行などを協議した（同前、明22・3・28、4・10、5・2）。

これら城崎の大同團結運動の指導者の階層は、細田・結城・莊村・杉本の明治二十二年度湯島村戸数割等級表（一等から十五等・免除の十六段階で、資産・収入の多いほど一等に近づく）から推定すると、一等・四等・七等・八等（等級は名前と対応させていない）であり、村の最有力者層というより中の上層クラスであることが推測される。

五月頃になると豊岡町で改進党系の同好俱楽部が設立された。しかしその活動は「会費は半ヶ年一円二十銭宛を支出し、囲碁・図画・其他適宜の遊技を為すにあり」と（同前、明22・5・19）、政治色が薄く、「豊岡町は二派に別かれ中央は改進派にして四周は大同派なり、城崎郡全体より云へば豊岡の一部に改進派あるのみにして他の全郡は悉く大同派なり」（同前、明22・6・15）と報道されたように、城崎郡では旧自由党系の大同派が優勢であつた。

これら城崎郡大同派のおもな主張は、六月八日出石郡出石町（出石町は改進派の拠点）で開かれた大同派の演説会で、「財政の整理並に地方自治論」、「國會議員は地方土着のものを選挙すべし、不徳義なるものおよび無胆力なるものを選挙すべからず」などと論ぜられたことや、つぎに示すように大同派活動家の大江甚助（三月二十日湯島村に会合）が、明治二十年の地価修正運動の中心人物であることから、松方財政実施後の不況下で租税負担の軽減を求めるため、来たるべき第一回国會議員選挙に藩閥政府と対抗できる人物を当選させようという

ことであろう。

明治二十年の地価修正運動とは、旧豊岡県管轄区域は地租改正の際、地租の基準となる地価が高く査定されたため地租が他地域に比べ高くなりすぎている（第一節①）ので、地価を下げ地租負担の軽減を求める動きである。八月になると但馬各郡で委員を選定し郡長とともに県庁に請願しようとする動きが、確認される（同前、明20・8・16）。明治二十年九月の城崎郡湯島村外十五カ村の「〔地価修正〕減租地租願」によると、合計四二一九円九三銭八厘の田畠地租に対し三五九円三一銭七厘（八・五一%）の軽減を要求し、大江甚助は同時期のものと推定される地価修正の大蔵省への上請書に名を連ねている（大江甚助家文書、豊岡市史編集室収集）。この時期に租税負担軽減要求の声が高まるのは、松方デフレ政策の影響で深刻な不況がつづいていたからである。たとえば、明治二十年の桃島村（現城崎町）では、「頃来百貨低落、加フルニ隣村ナル湯島村浴客減少〔魚の〕需用殆ント無キカ如ク」（秦忠雄家文書）、との状況であった。

**国会開設への準備**

二十二年中頃から以下に示すように但馬の大同派内で各地で自発的にできた組織の整理と統一をめぐる動きが始まり、北但（城崎郡）と南但（養父郡）や城崎郡内部の主導権争いがみられるようになる。これは初めての国会議員選挙を一年後に控えて、まつたく未知数の地盤を意識しての大同派内の名望家層の野心に起因していると思われる。

明治二十二年五月二十一日城崎郡大同派の有志者は湯島村極楽寺で城崎郡懇親会を開く。「当時農務劇繁なるにも拘らず」、前県会議員で地価修正運動の活動家大江甚助、東京の大同派大会への出席委員青田朝太郎ら約五十名もの出席者があった。しかし青田と同じく東京から帰但した七美郡（後の美方郡）の岡精逸は、招狀

を發せられたにもかかわらず、「故らに道を分ちて養父郡に赴き居り」出席しなかつた。懇親会では但馬俱楽部を創設して中央の大同俱楽部（大同派内の河野広中派）の支部とする話が出たが、その設置順序をめぐり、すでに存在する北但俱楽部員との間に議論を生じ、結局まとまらなかつた（「神戸又新日報」明22・5・29）。

同じ頃、県レベルでも改野耕三らにより大同俱楽部の支部として兵庫県同志会を作る動きが始まり、六月三日豊岡町にも各郡団体結成を促す遊説員が到来した。四日には湯島村の有志者青山「大之進力」、結城「勘右衛門力」らがその遊説員を同村で歓待している。六月十六日姫路において兵庫県同志会の開会式が行われた。その会則には事務所を神戸におくことや、「各郡市同志の交際親密を謀り互に氣脈を通する為め設くる」こと、常議員（同志会全体に関する事項を議定する）は各郡市団体より一名選出すること等がある。これによつて、兵庫県同志会は中央集権的な政党の県支部組織を直ちに目指すといふより、各郡市団体の自発性を重んじた同志的結合を目標としていたといえる。また各郡市団体から常議員一名と限定したことにより、各地に自発的に形成された政社（俱楽部）を県議選（郡市単位の選挙区）や、国会議員選挙にむけ整理統合していくとしていた（同前、明22・6・15、6・16、6・18、6・20）。

こうした動きを受け、七月十四日城崎郡大同派は城崎郡同志会を起こそうとして発起人会を開き、八月第一日曜日に創立の予定となつた。十一月段階では、城崎郡では改進党よりも旧自由党系の大同派が引きつづき優勢で、全郡一町九村中、湯島村・内川村・港村・奈佐村・五庄村では改進党として見るべきものが一人もいないといふ。明治二十三年二月の城崎郡県議改選で「自由派」（旧大同派）が二名を独占したことはこの状況を裏付ける。

一方、一年後に迫った総選挙に備えるためには但馬レベルの候補者の調整組織が必要となる。明治二十二年八月大同派の青田朝太郎・岡精逸・堀格三郎らは城崎郡湯島村で当地の有志者と会合し兵庫県同志会の但馬レベルの団体について協議をしており、十月十五日八鹿豊楽寺で大同派の全但有志懇親会（五十余名参加）が開かれ但馬同胞会（事務所八鹿）が発足した。湯島村からはすでに述べた結城勘右衛門が出席し演説していることが確認される。十二月十五日には但馬同胞会城崎支部（豊岡市）の発会式が行われることになつており、十二月上旬段階で「同会へ入会するもの続々あり」という（「神戸又新日報」明22・8・28、10・19、12・6）。先の城崎郡同志会は但馬同胞会城崎支部に再編成されたのであろう。

兵庫県同志会は、板垣退助が、明治二十三年五月五日、大同團結運動における旧自由党系の分裂を統合するため愛國公党（第一回総選挙後、それを母体に立憲自由党が成立）を作つたのにともない、そこに参加する。但馬同胞会も同様である。また、五月一日但馬同胞会事務所を八鹿村から豊岡町に移した。

#### 民力休養

国会開設へむけて大同團結運動が展開するなかで、明治政府は着々とその準備を進めた。憲法制定の準備は明治十九年（一八八六）末ころから伊藤博文を中心にはじめられ、ドイツ人顧問ロエスレルらの助言をえて、明治二十二年（一八八九）一月十一日、天皇と行政の権限がきわめて強い大日本帝国憲法が発布された。地方制度の改正も、山県有朋を中心に進められ、明治二十一年（一八八八）に市制・町村制が、明治二十三年（一八九〇）に府県制・郡制が公布され、政府の強い統制のもとでの地方自治制度が形成されてゆく。これにともない政府は末端の町・村の財政基盤を安定させるため町村合併を指導する。城崎でも、明治二十二年四月一日湯島村・今津村・桃島村が合併して新しい湯島村となり、上山村（明治十三

年七月上山村と篠磯村が合併）・飯谷村・樂々浦村・戸島村・結村・来日村が合併して内川村が発足した。また湯島村は明治二十八年（一八九五）三月十五日町制を施行し温泉名と同じ城崎町として新しい発展を目指した。

明治二十三年に行われた日本最初の衆議院議員総選挙は、旧民権派が大勝し、第一議会には立憲自由党と立憲改進党などの民党（野党）が衆議院の過半数を占めた。そして行政費を削減して地租軽減・地価修正を行えという民力休養（減税）要求を掲げ予算問題で政府とはげしく対立した。

但馬においても同様で、明治二十五年までは、民力休養というスローガンはほぼ民衆共通の目標となつており、河川改修や鉄道敷設・学校建設などの地域開発促進のための事業は資金負担の問題もあり、必ずしも積極的に主張されなかつた。

すなわち、「円山川の治水工事に關し城崎・出石・氣多三郡百十ヶ村の有志者は是れまで數次会合して種々協議をなしたりしが、昨六日も右有志者三十名本郡豊岡に会同して協議を遂げし要領は、同川氣多郡甲ノ市場村より津居山港までと同支流出石川の氣多郡加陽村より出石郡出石町までの間を浚疏するは一般人民の望むところなれども、該工事の仕様目論見の確か立ざるに付、其筋よりの実地測量を願ひ其費用議定の為めに水利土功会の開設方を其筋へ請求する手続きをなすことにして決し」（『神戸又新日報』明20・11・12）と、円山川改修事業への沿岸民衆の関心が明治二十年頃から高いことが確認される。

しかし明治二十二年二月五日の、円山川治水測量費に關する城崎・出石・氣多三郡百十六カ町村連合会では、從来から消極的な城崎郡議員の多くが廢棄を主張し、七月になると城崎郡だけでなく出石郡・氣多郡の村長中

にも測量の継続反対を説くものが多くなつた。この理由は、議定にのぼつた測量費は五、六百円程であるが、すこし精密に山間水源も含めて測量すればその幾倍もの費用がかかり、「若し引き続き工事を実行するとせば、此の莫大なる負担は到底改修に拋つて得るべき利益にて償ふに足るの見込なし」と、改修工事の実現性への悲観論であつた（同前、明22・2・22、7・27）。

これは政府が日清戦争の準備のため軍備拡充を最優先しており、河川改修に関して国庫補助金がほとんど期待できない当時の状況を反映した議論であつた。明治二十五年段階で、円山川など兵庫県下五大河川の堤防修築費は、関係町村三割、県七割負担となつており、大河川の本格的改修は、たとえ県会を通過しても、ぼう大な地元負担が予想されたのである。

総選挙でも第九区（但馬）は民力休養を唱える民党候補者が優勢であった。明治二十三年七月の第一回総選挙では、佐藤文兵衛（改進党）・青木匡（改進党）が当選し、次点は岡精逸（自由党）であった。二十五年二月の第二回総選挙では岡精逸（自由党）・佐藤文兵衛（改進党）が当選し、青木匡（改進党）が次点であった。この選挙では、井上馨・松方正義ら藩閥の財政指導者と親しい但馬出身の実業家原六郎や、但馬出身の元内務官僚（元内務省地理局長・徳島県知事）桜井勉が実業進歩・不偏不党（中立）を唱えて出馬した。しかし、「我第九区ノ民党ハ各地ニ会合シ青木・佐藤両氏ヲ再選スルニ決シ既ニ運動ニ着手セリ、彼地価修正、地租軽減ニ反対シ民力休養ヲ顧ミサル桜井勉氏・原六郎氏ノ如キ者誰カ推挙スル者アランヤ」（但馬民党有志者）などと攻撃され、桜井も「地価修正は必要なり、余はその方法に就て大に苦心をなし居るものなり」と演説するようになつた（同前、明25・2・1、2・3、2・9、2・11）。しかし原・桜井ともに次点にもなることができ

なかつた。

また但馬において、大同団結運動期と同様に明治二十五年まで地価修正運動も確認される。この地価修正運動は、明治二十四年六月十五日創設の兵庫県地価修正請願同盟組合（事務所は神戸市）を通して行われた。その組合規約は、「各郡の地価を修正し地租を軽減するを以て目的とする」とし、十五日の委員会には二十六郡の代表が出席し、岡精逸は但馬代表として東京大会に出る六人の委員に選ばれた。運動の費用は地価に応じて全県から徴収することになつており、地主が中心の運動といえよう。同盟が政府に差出す請願書の主張は、「地価の均一ならざる事は、東北奥羽地方のうち最も安き所と本県の高き所と比較すれば、同地味のものにして彼は四十円吾れは百円といふが如き不均衡となり居るを以て、安きを引上げ高きを引下げて公平の所に修正せられたし」というのであり、同時に地租を地価の二・五%から一%に軽減することも含まれているという。この運動は第四議会へむけ、明治二十五年十一月、同盟規約にもとづき地価修正の目的を達するため但馬八郡の委員北垣伝右衛門・久代勘助ら各郡委員六名が上京しているところまでは確認できる（同前、明24・6・16、6・17、8・6、明25・11・17）。第四議会の貴族院で地価修正が否定され、その後第五・六議会でも実現せず、兵庫県の地価修正運動も全国的な運動と同様に衰退していったものと思われる。

#### 地域開発促進

但馬では明治二十六年（一八九三）頃から播但鉄道（飾磨から生野までを予定）を延長して進しようとする運動が活発化する（次項参照）。これは、明治二十五年（一八九二）第三議会で鉄道敷設法（十三の建設予定線とそのうち九線の第一期建設線を定め幹線鉄道網の計画的建設を企図した）が成立し全国的

な鉄道建設ブームが起きたことを背景としている。但馬関係では、「山陰及び山陽連絡線」（姫路・境「島根県」「岡山・境」「倉敷・境」の三ルートが候補）が第一期線に選定され、明治二十七年の第九議会で「姫路・境」（現在の播但線から山陰本線）が第一期線に決定された。

明治二十七年（一八九四）朝鮮での東学党の乱をきっかけに日清戦争が始まり、戦いは日本の勝利に終り、翌二十八年四月下関条約がむすばれて講和が成立する。城崎にとり日清戦争は、石田松太郎（明治二十四年一月生れ）が、「日清戦争はあまり幼少であったので何等の記憶もないが、当時の出征軍人は後年の台湾征伐及守備を併せて僅に五名に過ぎなかつたし、国債とか、献金などもなかつたから一般に身近に戦争を感じなかつたであろう。後年に於ても深刻な話も聞かず出征者も皆無事に帰還せられて、夫等の方から戦争話をきく位であつた」と回想している（「石田手記」第1巻）ように、城崎にとり直接大きな影響をおよぼさなかつた。

日清戦後、清国から巨額の賠償金（当時の邦貨で約三億六、〇〇〇万円、開戦前の国家歳出の約四倍）をえた政府は、これをもとに戦後経営を進め、軍備拡張を推進するとともに、産業の振興をはかり、日本銀行に、普通銀行を通して産業界に積極的に資金を供給させて企業の勃興を促進させた。このため各地で産業ブームが起き、初期議会で減税要求を行い政府と対立した自由党・改進党なども、政府と連携した貴族院の反対のため減税案の通過がむづかしい現実の中で、政府と提携して鉄道建設・道路建設・改良、河川改修、学校建設などの産業基盤整備（地域開発促進）を優先的に実現しようとして、民党的色彩を失つてゆく。

但馬でも日清戦後になると鉄道建設への関心はより高まる（次項参照）。またある程度の地元負担を前提としても学校を誘致しようとする動きも積極化する。明治二十八年四月になると臨時県会で可決された但馬に設

置する中学校の位置をめぐり豊岡設置派と八鹿設置派の競争運動がみられるようになる。豊岡派は城崎・美含の二郡で、八鹿派は養父・朝来・七美・二方・出石の五郡で、氣多郡は中立であった。また知事は豊岡に、県会常置委員会は八鹿に設置しようとした。(『神戸又新日報』明28・4・17、6・8、9・15、9・21)。結局、明治二十九年四月豊岡に豊岡尋常中学校(のち兵庫県立豊岡中学校)が創設された。この際豊岡町は一万八、〇〇〇余円を負担し敷地約四、〇〇〇坪を購入し中学校に供した(『豊岡誌』)。

ただ円山川改修に関しては、日清戦前の二十六年十一月城崎・出石・氣多三郡治水関係町村組合が成立するが、二十七年度の県の工事計画に関し、「沿岸諸村各々其利害ヲ主張シ疾視反目勢制止スヘカラス、管理者常設委員ト慰撫太タ力ム、而シテ竟ニ之ヲ奈何トモスルナシ、県亦タ民心ノ曉離ヲ憂ヒ左視右盼工事遲々トシテ進マス」と、沿岸民の利害の対立で改修事業は進展しなかつた(『豊岡誌』)。これはぼう大な改修費に国庫負担が期待できない状況で生じる矛盾でもあった。

播但鉄道(現在の播但線)は、播州の内藤利八らにより明治二十年出願された飾磨馬車鉄道(生但馬鉄道 野・飾磨間)に起源を発し、二十二年十月汽車鉄道として出願し直され、政府の指導で二十五年再出願され、二十六年二月八日仮免許を得、六月三十日本免許を得、七月に会社が作られた。明治二十七年二月から工事を始め、二十八年四月飾磨・生野間(四九キーロ)が全通した。この間、和田山までの延長を計画し、明治二十七年七月仮免許、二十九年五月二十三日本免許を下付された(『福知山鉄道管理局史』)。

但馬の人々にとり播但鉄道への関心は、それが延長され但馬を縦貫することへの期待であった。政府の許可がおりずはかばかしく進展しない播但鉄道の計画に対し、すでに明治二十五年八月段階に豊岡町で、代議士岡

精逸・県会議員浅田貞次郎・同青田朝太郎・多額納税者で豊岡町長の佐川義衛門らを始め但馬の四郡長（全部で八郡）などが協議会を開いたり、城崎郡町村長有志者等数十名が運動の打合せをしたことなどが確認される。その結果、各郡ともに株金募集に尽力することになり、また岡代議士・浅田県会議員は許可の請願のため上京することになった（「神戸又新日報」明25・8・14）。その請願書と推定される明治二十五年付の佐川豊岡町長の書類には、「先ツ飾磨港ヨリ生野ニ至ル線路ノ敷設ヲ要スヘシ、此線路一タヒ通スル時ハ忽チ南北貫通運輸ノ便ヲ得ヘク、殊ニ他年夫ノ舞鶴ヨリ豊岡ヲ経テ鳥取ニ通スル山陰縦線予定線ノ実施セラルル時ニ於テモ之ニ聯絡スル事最効切ナリ」（佐川家文書、豊岡市史編集室収集）と、但馬に播但鉄道を延長した鉄道が建設される期待がみられる。

播但鉄道の本免許下付が確實となつた明治二十六年五月になると二十七日出石町で出石郡の各町村長総代が集会し、播但鉄道・舞鶴鉄道・因伯鉄道などに対する出石郡の方針および第五議会にむかつての運動方法などを協議した。

このように播但鉄道という私鉄の許可・延長を期待する北但の運動は、政党・政派にとらわれず挙郡一致で行われ、郡長・町村長などの公職にあるものがその中心を担つてていることが特色である。

播但鉄道会社創立時の株主（明治二十六年七月七日現在）は、東京が多いが、但馬にも株数第一位の瀧田清兵衛（八五五株）、十位の浅田貞次郎（四〇〇株）、十二位の岡精逸（三二五株）、十七位の日下安左衛門（二九〇株）など大株主がみられる。城崎町からは青山大之進（旅館業、二五株）が株主となつていて（佐川家文書、豊岡市史編集室収集）。これは但馬の人々が播但鉄道の但馬縦貫を期待していたことを傍証している。

それをもつと積極的に行おうというのが但馬鉄道新設の計画である。遅くとも明治二十六年（一八九三）十二月には、和田山（播但鉄道の当面の延長目標）以北の養父・氣多・城崎三郡の県道筋にあたる各町村では、播但鉄道を八鹿・豊岡・湯島を経て津居山港まで延長することを会社に申し入れ、もし会社が応じないなら別に但馬鉄道として布設することを出願する企てが生じてきた。このため各町村長のほかに一町村に委員一名を選挙し、ときどき協議会を開いているという（『神戸又新日報』明26・12・13）。そして明治二十七年十一月但馬鉄道会社発起人の名で和田山・津居山間が出願された。（『福知山鉄道管理局史』）。

あとに述べるように城崎町長斎藤甚左衛門（旅館）は但馬鉄道の発起人の一人でもあることから、つぎの史料により、城崎町でも明治二十八年三月に但馬鉄道の費用を各部落に負担させる方法についての協議会が開かれたことが推定される。

「鐵道事件ニ掛ル費用ヲシテ各部落負担法之儀ニ付キ御協議申度候条、貴部落ヨリ之レガ協議会員三名御選定之上、本日午后第七時ヲ期シ當役場へ出頭方可然ル御取計相成度、此段御照会ニ候也」（今津部落総代斎藤繁太郎宛城崎町長斎藤甚左衛門の通達、明治二十八年三月二十日、今津公民館文書）。

この但馬鉄道（和田山・津居山間）は、資本金一〇〇万円で総株数二万株（一株五〇円）のうち九一五〇株を発起人が受け持つことになっていた。発起人は城崎郡・美含郡・出石郡・七美郡の四郡から二五人で、城崎町から片岡平八郎（旅館）・斎藤甚左衛門町長（旅館）・武内市左衛門（旅館）・鯰江傳左衛門（旅館）・西村六左衛門（旅館）と有力旅館主（明治二十二年度湯島村戸数割等級表で一等が二人、三等、四等、五等一人ずつ）が五人も参加していることが注目される。その中の最有力旅館主片岡平八郎は東上出願委員（三人）の一

人でもあつた（「神戸又新日報」明28・5・12、6・16）。

このように城崎の人々が但馬鉄道に熱心であるのは城崎温泉への浴客増加の手段として重視したからである。そのことは明治二十八年六月の城崎温泉事務所の温泉宣伝で、「当温泉ハ播但鉄道モ生野銀山ニ達スル故ニ京坂（阪）地方ヨリ一日ニテ当地ニ着スル事ヲ得」と鉄道の便を強調していること（同前、明28・6・30）から理解される。

明治二十八年十二月、但馬鉄道株式会社は、「但馬の代議士・県会議員・町村長・其の他の実業家五十余名発起となり資本金百万円を以て」津居山港に創設された（同前、明28・12・22）。しかしその後まもなく活動を停止したらしい。それはつぎに示すように、播但鉄道が津居山までの延長に動き出し、明治二十九年五月二十七日延長線の仮免状が下付されたためであろう。

**播但鉄道延長の許可**　願いを政府に提出した（遞信大臣黒田清隆宛播但鉄道社長藤田高之の書類、交通博物館所蔵）。この願いに、明治二十九年五月二十七日延長線仮免状が下付され、八月から和田山・津居山間の測量が始まりた（「神戸又新日報」明29・8・4）。

十月二十三日の播但鉄道会社臨時総会（大阪）では、和田山・津居山間延長線の工費予算を、物価騰貴のため、九〇万円から一三〇万円に変更することが承認された。この一三〇万円（二万六〇〇株）のうち一〇〇万円（二万株）は播但鉄道株主で引き受け、残り三〇万円（六〇〇〇株）を旧但馬鉄道発起人および但馬沿道有志者其他へ分配して引き受けさせることも決定した。またさらに湯島から米子まで延長し米子・境港間の支線

を添加することにし全線資本金六七〇万円の布設出願を政府にすることも可決された（「播但鉄道株式会社臨時総会議決ノ要領」、交通博物館所蔵）。

十二月十四日付の「播但鉄道株式会社延長線工事方法書」（交通博物館所蔵）によると、駅は、三等、湯島、四等、豊岡、五等、養父・八鹿・江原・津居山、等外、大藏・二見・国府であり、延長線は湯島駅を最も重視しており、城崎温泉の客を意識した延長構想といえる。

しかし生野まで開通した播但鉄道は営業上ゆきづまってゆく。これは、「生野鉱山の鉱石は最初の大きい顧客になろう」と考えた内藤利八の予想に反し、鉱石が鉄道輸送されなかつたこと等によるもので、極度の営業不振におちいり、建設費をまかなうまでにいたらなかつた（『日本国有鉄道百年史』）。

したがつて生野・和田山間延長線の竣工期限がすぎても工事は完成せず、会社は明治三十二年六月十九日政府に、延長の名義で仮免許状を再願する破目になつた。このため「但馬地方ニ於テ速成ヲ企図スルノ結果相当株式引受ノ議モ相熟シ」てきたという（交通博物館所蔵）。

この頃城崎郡ではつぎのよう郡長・大地主を中心延長の問題が相談され八鹿村の各郡委員会に三人の代表が出席している。「播但鉄道布設延長ノ件、大地主諸氏協議ノ末、本郡委員トシテ左記ノ三名〔原庄七・谷岡弥三治・瀧田清兵衛〕來十三日八鹿村ニ於テ開設スル各郡委員会へ出席スル事ニ決定有之候ニ付テハ、右委員会ノ結果トシテ更ニ可及御談示義モ可有之ト存候。」（赤木甚太夫宛上石城崎郡長通達、明治三十一年十一月九日、赤木家文書、豊岡市史編集室収集）。

豊岡町の「豊田町文書」や港村の「津居山村文書」の中に、明治三十二年頃から三十四年にかけて、豊田町

や津居山村といふ地区ごとに住民が一人一人播但鉄道の株を一〇三株引き受けた書類が残つてゐる（豊岡市史編集室収集）。城崎郡全体でこのような株式購入の努力がなされた可能性が強い。

しかし、それにもかかわらず、播但鉄道は、生野・和田山間の延長が完成しないまま、明治三十四年六月には経営不振で山陽鉄道に合併される話が出て、三十六年四月山陽鉄道に買収された。

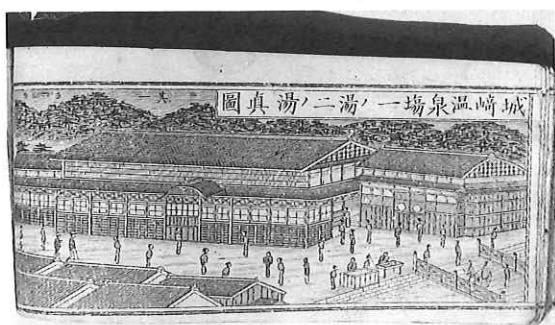
一方、「山陰及び山陽連絡線」（のちの山陰本線）は、明治三十三年十月境（現境港）・米子間から着工し、三十四年には米子以東の工事も進められた（『福知山鉄道管理局史』）。播但鉄道の延長の可能性が薄れた明治三十五年になると、但馬の人々の主たる鉄道建設への関心は、この山陰縦貫鉄道建設促進に移つてゆく。八月には湯島から香住村へむけ実測中であり、八月投票の総選挙でも候補者はその問題をそれぞれ取り上げた。また城崎郡町村長会において各町村とも建設促進のため応分の運動費を支出する事を決議した（『神戸又新日報』明35・8・26）。この運動費の負担は、「例の山陰鉄道ノ件（舞鶴ヨリ鳥取）当郡内ヲ第一番ノ工事ニ運動仕り度様郡長ヨリ申達シニテ、最早郡役所内ニテハ町村長協議ニテ豊岡・湯島ハ一戸八錢、外村ハ一戸五錢、左程鉄道へ関係ナキ村ハ一戸三錢ノ割ニテ協議相成候」（明治三十五年文書綴、津居山村）、豊岡市史編集室収集）とあることから、鉄道に利害の強い豊岡・湯島が一戸当たり最も重くきまつたらしい（(5)につづく）。

明治二十一（一八八八）年頃の城崎温泉の姿を、村上定「城崎温泉の記」（『神戸又新日報』明21・8・22、8・23、8・26）はつぎのように述べている。

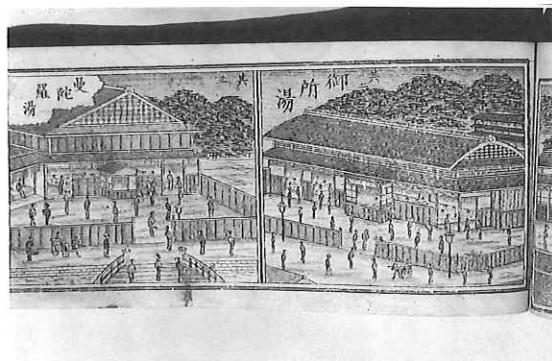
城崎温泉  
湯島村三一六戸中温泉宿を業とするものは大小三六戸で、上等と称すべきものは油筒屋・三木屋・西村屋など六、七戸であった。浴槽は、最も古い曼陀羅湯を主とし御所湯、地蔵湯、番の湯（下町）、口の湯（中町）と

下町との中間)、鴻の湯の六湯で、最も浴客の群集するのは口の湯、御所湯、曼陀羅湯の三湯である。

温泉への来客の期間は古来六月より十月までであったが、近來は三・四月頃より十一月にいたつてゐる。浴客は時期によつて種類が異なる。三、四月は備前・備中などの客が多く、五・六月は近傍の客、七、八月は播州を始め京阪等の客が多い。浴客の最も多いのは三・四月で最もすくないのは七・八月であるが、七・八月は上等の客が多く宿の収益は最も多い。



写139 城崎温泉一ノ湯、二ノ湯（明治22年）



写140 城崎温泉御所湯、曼陀羅湯  
(明治22年但馬商工便覧豊岡市郷土資料館提供)

城崎温泉の浴客は、いわゆる物見遊山客よりも病客が多く、節約をして一日でも長く入浴しようとしている。城崎のまかない法は、「浴客の自炊するにあらず、米を渡して旅店の仕出しを仰ぎ、朝は茶漬に漬物、日晚は一汁一菜、猶ほ其他の料理は浴客の請求に応じ如何なる珍味をも呈するの法」である。したがつて宿も安く、一日の宿料は通例十銭内外で、短期の滞在客

用の「旅籠賄付」（木質宿風でない）でも二〇銭を上等として以下種々の階級があつた。「其料理は上等と云ふにはあらざれども、代価相応口に適せざるものにあらず、物価の低廉なること温泉地には稀に見る所」であり、入浴銭も、旅客は通例四厘で住民は一厘であり、「有馬の一銭二銭十銭に比すれば天地の差」であつた。しかし、「夏時は上等客の入浴時期なりといへども其種類中等以下の人士七分以上を占め、社会において勢力あり權力ありと思はるる浴客は殆ど見受ざりし」状況で、この理由は交通の不便なることも大きな要因であるが、城崎温泉自体も、「温泉宿の粗末にして廉価を主とするより、中等以上の人々は其取扱の不体裁なると飲食物の口に適せざる」のことがあるからであろう。

たとえば、温泉の浴室は明治十五年の建築で「大に改良したる趣きなれども、吾人の見る処にては甚だ感心せざるもの如し、其構造の良否は差置くことせんも、入口は孰も街道に面し通行の路人、裸体入浴の様を警見」する状態である。また「市中幾十個所の下水は塵埃を勝手次第に掃き棄てて溝中に」つみ重なり、「何れの下水も湯屋の下水の如く班白色を帶びて見るも嘔吐を催すの氣味あり、而して市中を貫流する小川も亦た其水捌宜しからず、汚水停滞して下水と同一の水色を呈し、河辺を散歩するも何となく不潔なる感覺」がした。

『但馬商工便覧』（明治二十二年発行、豊岡市史編集室収集）は、城崎温泉宿姓名として、つぎの三三三名を示している。

西村 六左衛門

井 上 竹 造

片 岡 平八郎

垣 谷 直 助

青山 佐左衛門

坂 本 孫七郎

三 宅 豊 彦

柿 谷 久 吉

西 村 佐兵衛

石田 幸三郎	武内 市左衛門	伊賀 太三郎
鮎江 傳左衛門	山田 作左衛門	杉本 和助
木下 ヒデ	久保田助左衛門	西法五良左衛門
日生下 勝太郎	保田 長三郎	斎藤 惣三郎
本田 孫三郎	安田治良左衛門	青山 惣七
結城 小左衛門	中川 喜平	石田 勘九郎
輪笠 与八郎	莊 邦 武兵衛	結城 勘右衛門
守口 為左衛門	林 源三郎	今井 治左衛門

日清戦争前からの鉄道ブームの中で、日清戦後の明治二十八年四月播但鉄道が生野まで開通し、さらにその延長が構想される（前項目）。明治三十三年六月の記事であるが、大阪—姫路—生野（鉄道）と生野—湯島（人力車）と乗り継いで大阪から湯島に行くのに一二時間一二分（二円五四銭）ですみ、朝七時二四分に大阪を出でて、夜八時前には湯島に到着できるようになつていて（「神戸又新日報」明33・6・18）。このことは城崎温泉の浴客数を増加させたと思われる。鉄道の開通前の明治十八年度の浴客は七、四五〇人である（城崎・美含郡役所庶務掛「明治二十年三月地方税・土木費負担区域改正一件」（写））のに対し、明治三十年度の城崎温泉の浴客は、男一万一、三七二人、女三、八四二人と約二倍になつていて。うち病客は一万四、四五六人（九五・〇%）で圧倒的に病客が多かつた（「神戸又新日報」明34・4・22）。

## 温泉改良構想

鉄道の湯島までの延長が期待される日清戦後において、城崎温泉は中産階級以上の保養地としての役割も果せるように改良されれば、さらに発展する可能性をもつよくなつた。しかし城崎温泉は旧態依然たる状況であつた。

明治二十八年五月三十日の三島医学士の城崎町での演説はつぎのように指摘している。「湯島ハ天然ノ山水風色ト絶特ノ靈泉トヲ」有しているが、現在まで「天然力ニ重ク依頼シテ人為ヲ以テ此力ヲ幾倍若クハ幾十倍ナラシムベキ利用」がなされていない。「山川ノ景色ノ自棄、浴室ノ不完全、下水ノ汚穢、食物ノ淡粗、一般清潔心ノ欠乏セル事、洗物ノ不注意、室内器具掃拭等」の欠点がある。「此姿ニテ経過スルトキハ、近頃喧シキ鉄道敷設ハ、恰モ日本帝国ノ日清交戦ノ結果トシテノ世界ニ大人視セラルル如ク、湯島モ日本全国ヨリ大人視セラルベキ曉ニ至り智識アル紳士流ハ再ビ車ヲ駆ルモノナク、今ヨリモ一層衰運ニ至ルナキヤ、其理掌ヲ指スガ如シ」。城崎温泉の発展を計るには、「勝地風景等ヲ指示シ、山亭ヲ築キ、花木ヲ栽工、漁網・競馬・大弓・自転車・喫茶等閑遊ノ具ヲ備フル事。浴室ハ病人ト健人、上流ト下流、各槽ヲ別チ待遇ヲ殊ニシ、食物ヲ上品ニシ、内外大清潔ヲ専ラトスル事。市街ノ位置、水道ノ修工等資金ノ多額ヲ要セザルモノヨリ着手シテ漸次歩武ヲ進ムベキ事」が必要である（『城崎<sup>高等</sup>小学校日誌』明28・5・30）。

城崎の有力旅館主（名望家層）は、播但鉄道敷設に尽力する（前項目）とともに、以上の状況を改良しようとする。

まず明治三十一年九月鳥谷浅之助（ブリキ・ランプ商）・樋口鶴吉（料亭）・西村宗三郎（下駄屋）・竹内滝蔵（麦わら細工商）らが湯島区の援助（五〇〇円）も得て、温城館（木造二階建、総畳數二〇〇畳）を作り、



写141 明治末期の地蔵湯

演劇・講談・淨瑠璃・芸妓舞踏などの催しの場とした。「従来は小屋掛で役場と蓮城寺の間の空地に興業して居つた当時にあつては實に驚歎的施設であつた」という(「石田手記」第11巻、『城崎温泉史』、『城崎町年表史』)。また明治三十二年七月地蔵湯・柳湯をそれぞれ二室と三室に拡張して男女の浴室を分ち、一二二一日北町里道改修、薬師道路修繕の成功式を兼ねて盛大な開湯式を行つた(「神戸又新日報」明32・7・26)。

明治三十三年秋から県の技師の派遣を申請して、本格的な城崎温泉の改良に乗りだそうとする。十二月に調査を行つた若葉衛生技師の提言はつぎのようである(若葉技師のこの時点の認識でも、城崎温泉は「是迄交通不便の為めに浴客の入込む事有馬に比して尠きのみならず、浴客の種類は寧ろ下等に属して上流の人を吸收する能はざりき」)。(1)「今回の改良第一着としては凡ての湯を一所に溜して建築物の中央に一大噴泉器の装置を為し爰に各泉を混同せしめて、之れを冷却装置に導き以て温度を調節し各浴槽に輸送する」こと、(2)浴室の構造を、男女の浴室を区別するばかりでなく相互に顔を接見しないようにし、浴室の等級を一、二、三等に分け、別浴室(病浴室)を設置すること、(3)従来の浴槽は深すぎるので深浅を適度にし、浴場には出石の磁器、土足で歩くところは玄武洞の石、飾用として養父郡産出の温石を用いるなど但馬産のものを集めて広告の一助とすること、(4)元來水に乏しき

城崎町の改善策とし、山々所々に小ダムを設けて水をたくわえておき、飲料水・温泉冷却用水・下水掃除用水・防火用水などとして用いること（同前、明33・10・11、明34・1・9、1・10）。

日清戦争直後に三島医学士が指摘した浴場・下水の改修、水道の設置のみならず、①にみられるように、のちの温泉の集中管理の原形といえる発想が出ていることが注目される。

城崎町当局は、この若葉技師の提案をおおむね賛成した。しかし問題は、「単に温泉場のみの改良費に約一萬五六千円を要する」という費用であった（同前、明34・1・19）。

しかも明治三十三年（一九〇〇）から翌年にかけ資本主義恐慌がおこり、銀行をはじめ各産業に大きな影響をおよぼし、不況は日露戦争までつづく。城崎町でも、「極度の不景気であって」、借金をして新築・修繕した柳屋（日生下）・たいや（鰐江）などの有力旅館をはじめ幾つかの旅館が倒産し、旅館は二十八軒に減少した（「石田手記」第3巻・第6巻）。

城崎町では町会の議決で二万円の起債をして温泉の改良事業に着手しようとしたが当局の許可が出ず実行できなかつた（「神戸又新日報」明34・7・28）。二万円は明治二十七年度城崎町決算二、一五二円の約九・三倍にもあたり、城崎町側の温泉改良への熱意を理解できるが、当局は不況下で公債の償還不能を警戒して認可しなかつたのであろう。

結局、城崎温泉の本格的改良の実施は日露戦後に持ち越されることになる（(5)へつづく）。

日露戦後の政治と社会  
北清事変を機に満州を事実上占領したロシアは、事変終了後も撤兵せず、日本は韓国における

の対抗姿勢を強めた。日本とロシアの交渉は明治三十七年（一九〇四）初めに決裂し、同年二月日本の旅順港奇襲で日露戦争が始まった。この戦争は、日清戦争と比べてきわめて多くの戦死傷者を出したのみならず、財政的にも大きな負担となつた。約一七億円の軍事費をまかなうため、約三億二〇〇〇万円の増税と約一三億円の内外債（外債約七億円・内債約六億円）の発行がなされ、国民負担は限度に近かつた。明治三十八年（一九〇五）五月日本海海戦が日本の勝利に帰すると軍事上の勝敗はほぼ決定し、日本はアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトの斡旋によつて、九月ボーツマスで講和条約を結んだ。国民は大幅な負担にたえて戦争をささえたが、この講和条約で賠償金がとれないとわかると政府批判の声を高め、講和条約調印の日に東京でひらかれた国民大会は暴動となり、日比谷焼き打ち事件が起こつた。

日露戦争が終つても、政府は軍備拡張を中心とする戦後経営を進めるため、外国債募集をさらに拡大し、増税を行つた。このような財政の重圧のもとで戦後の企業勃興の動きはにぶく、好景気は短期に終り、明治四十一年（一九〇七）には恐慌がおこり、その後も不況がつづき、国民の不満は蓄積された。日露戦争の勝利により日本が列強の一員に加わり、明治維新以来の国家目標が一応達成されたにもかかわらず国民生活の安定は生じず、国民の間に国家主義に対する疑問が生れてきた。農村・都市において、国家的利害よりも地方社会の利益や個人的実利をもとめる傾向があらわれた。これに対し政府は明治四十一年（一九〇八）戊申詔書を発して、列強の一員としての日本をささえるための国民道徳の強化と、租税負担の増大に耐えられるように地方社会の共同体的秩序の再編を企図し、地方改良運動を行つた。

一方、日清戦争前から藩閥政府との提携に積極的であった自由党系は、比較的政党政治に理解のある藩閥の

巨頭伊藤博文を総裁にむかえ、明治三十三年（一九〇〇）立憲政友会を組織し、政権獲得と政党基盤の強化を企て、将来の政党政治を目指した。明治三十四年（一九〇二）に第一次桂太郎内閣が成立して以降、桂太郎のひきいる官僚・貴族院勢力と、伊藤のあとをうけた西園寺公望を総裁とする政友会とが交互に政権を担当する桂園時代がつづく。明治三十九年に成立した第一次西園寺内閣は、政友会のかかげる鉄道建設、河川・港湾改修などの積極政策を実施して政友会勢力を拡大しようとするが、明治四十年の恐慌によりこの政策はゆき詰り、第二次桂内閣に政権を譲った。このように不安定な財政状況下で、政党（政友会）の基盤も急速に拡大するところはなかつた。

日露戦争は但馬にも大きな影響をおよぼした。城崎郡を例にとれば、日露戦争中の召集軍人は一八五六名で、内川村は四九名（うち野戦隊に入った者四一名）、城崎町は四七名（同四〇名）にものぼつた。（「但馬新聞」明39・1・19）。また姫路予備病院付属城崎療養所（傷病兵のため）が設置された城崎では、他の市町村以上に熱狂的に主要都市の占領・大海戦の勝報あるごとに旗行列・提灯行列が挙行された（「石田手記」第3巻）。

ボーリスマス条約に対し、但馬でも、明治三十八年九月十三日午後豊岡町神武山公園で講和問題但馬国民大会が開かれ、「全但馬国民ハ宜ク協力一致以テ条約ヲ打破シ、此不法ヲ敢テシタル閣臣ニ迫リ速ニ処決シテ以テ上下ニ謝スル所アラシメサルヘカラス」（宣言書）と、条約の破棄と桂内閣の辞職を求めた。聴衆は約五〇〇名もあつた。大会のあとの夕方からの演説会（保天恵座）にも二〇〇〇名余りの聴衆が集まつた。これらの集会の指導者は、会主北田新蔵（弁護士）、弁士馬袋鶴之助（弁護士）、白木信夫（弁護士）、大槻貞夫（弁護士）、原豊太（大阪毎日記者）や「但馬新聞」（豊岡町の橋本太七発行）が条約反対の論をはつてゐること（「但馬新

名、組員37名。腕用ポンプ2台購入配備



明治32年10月腕用ポンプ購入

写142 明治32年購入された腕用ポンプ

聞」明38・9・13、9・28）から、有力名望家層というより新聞記者・弁護士などのインテリ中間層であることが推定される。城崎町・内川村の両住民がこの演説会にどのような態度をとったかはわからない。

また、城崎町は日露戦後の国内一般と異なり、療養所設置（明37・8～38・10）による利益、山陰線工事の人夫などが入ってきたこと、城崎までの開通（明42・9）後に京阪神の浴客が激増したことなどで好況を維持し、温泉の近代化を積極的に進めてゆく（3・5参照）。城崎町の経済状況と関連の深い近隣の内川村も、日

露戦後の不況の影響はそれほど強く受けなかつたと思われる。

この間に消防組の整備も進展した。城崎町では、明治三十二年七月兵庫県令により消防組規則が改正されたのにもとづいて、同年十月城崎町消防組が結成された。初代組頭に樋口鶴吉が就任、以下小頭一人、組員三七名で組織し、腕用ポンプ二台を購入配備した。四十二年には組員を十人増員し、新しい腕用ポンプも一台購入している。

内川村では、四十二年三月飯谷・樂々浦が連合して腕用ポンプを購入し、村の青年団と五十歳までの村民五十人で消防組を編成、組頭に岩本吉兵衛が就任した。たまたま同年十一月に飯谷で大火発生、早速出動したが、ポンプ一台だけで十分な消火活動ができず、村の半数約三十戸を焼失するにいたつた。川西の消防組は、四十四年に来日に（腕用ポンプ一台）、大正三年に（見・上山・簸磯三部落が連合して（腕

用ポンプ一台)作られた(『城崎町消防年表史』)。

城崎地域においても政府→県→郡ルートの指導で先述の地方改良運動が一応実行されたらしく、内川村内の戸島村の「奉詔貯金規約」(明治四十二年三月一日付、戸島区有文書)などが残っている。この内容は、①戸島村基本財産を造成するため三十箇年を一期として、従来の配り物(婚礼三日祝・里帰り・帶祝・初児産見舞・初節句・普請見舞・牡犧「めすの子牛」出産・戸主出稼帰村・戸主以外出稼帰村)を廃して、基準を設けて基本財産財源に寄付貯金をすること、②その金額は、村内戸数割等級一等→三等、四等→五等、六等→七等、八等以下の四段階に分け其金額を定める(金額表略)こと、などである。これらがいつまでどのように実施されたかは定かでない。

ところで、近世以来温泉保養地であることを主要な産業としてきた湯島村では、「[明治になるまでは]村治は村役人において温泉は湯方と称して宿屋の有力者が支配して居たが村役人も湯方も殆ん「ど」が宿屋の有力者であった」という(『石田手記』第11巻)。その傾向は、明治二十二年四月の湯島村の村長・村議の階層から明治中期においても同様であり大正末までつづくことが確認される(表43・44・45・46・47)。また湯島村長の莊村武兵衛、青山大之進(大晋、のちに大之進を襲名)、斎藤甚左衛門と城崎町の二代目町長三宅豊彦までは自由民権運動にかかわったものかその親族とみられる(『城崎物語』)。それが、明治三十四年に片岡平八郎が町長に就任して以来、昭和五年まで、城崎町の名望家層の中で「三軒衆」といわれる最有力旅館三木屋(片岡平八郎・郁三)、ゆとう屋(西村六左衛門)、西村屋(西村佐兵衛)がほとんどの期間町長として町政の中心となる。「三軒衆」は民権運動に積極的な関りをもたず、維新後は明治七年に西村六左衛門が用掛となつたこ

## 第二節 城崎町の近代化

とが確認される（表35）以外、民権運動・大同団結運動期をはさんで明治三十四年まで必ずしも湯島村・城崎町政の中枢に入っていなかつた。すなわち、日清戦後の不況による幾つかの有力旅館の没落（前項）などをへて、日露戦後に、「三軒衆」を中心として有力旅館主を集めた名望家層からなる城崎町政の指導体制が形成されといえる。

明治二十二年（一八八九）四月

表44  
明治二十二年四月湯島村村長・村議の階層

免等 除外	六五四三二一〇九八七六五四三二一	村稅戶數割等級
三二二一一一二一四四五五四二二二 六九九五四四五八六五一六八〇二九二六		村內分布人數
○○○○○○○○○○一〇〇一一三二五		村長・村議人數
○○○○○○○○○○二〇〇五·三·三〇	一八三·三%	村長・村議比率

〔備考〕 (1)史料は「明治廿二年度湯島村戸数割等級表」(「明治二十二年度村会議案 | 湯島郷」)。

(2) 等級は一から一六・等外・免除と村税が少なくなり、資産・収入が少ないことが推定される。

(3) 村長・村議比率とは、村長・村議人数÷村内分布人数×100。



今津村	男  耕作	女  耕作・養蚕
桃島村	男  耕作・漁業	女  耕作・養蚕
飯谷村	男  耕作・樵	女  績織・耕作
樂々浦村	男  漁業・耕作	女  養蚕・績織
戸島村	男  漁業・耕作	女  養蚕・耕作
結村	男  耕作	女  耕作・養蚕
来日村	男  耕作・山樵	女  耕作・養蚕
簸磯村	男  耕作	女  耕作・養蚕
上山村	男  耕作	女  耕作・養蚕

ちなみに、同『村限調帳』による戸数と人口は表48のとおりである。現在の城崎町を構成する十カ村の全戸数七七九戸、人口は三五〇人に足らない。

当時、人々の暮らしを支えていたのは、耕作養蚕を中心とした農業、それに川魚をとる漁業であった。もつとも漁業については、それを専業とする者は樂々浦村を中心にごく少数であり、明治十六年の記録にも、戸島・桃島について「耕稼の餘助クルニ漁業ヲ以テス」と記されている。

湯島村については農業・漁業の表現がない。湯島村はすでに名の知れた温泉場として、宿屋・土産物店が軒をならべた「町」であって、食品・呉服・荒物・酒などを扱う商業が盛んであった。工職とあるのは、当地の特産である桑細工・麦稈細工・杞柳細工や、酒・醤油の製造、さらに大工・指物・菓子製造などである。けれ

表48 明治7年の人口

	湯島	今津	桃島	飯谷	楽々浦	戸島	結	来日	簸磯	上山	合計
戸数	320	51	51	76	28	46	24	94	35	54	779
男	644	136	138	154	75	123	47	209	90	133	1749
女	685	131	122	169	55	95	48	200	86	117	1708
合計	1329	267	260	323	130	218	95	409	176	250	3457

(明治37年 編輯村限調帳による)

表49 明治37年産業別就業人口

	戸数	人 口	農 人 口	商 人 口	工 人 口	漁 人 口	そ の 他
湯島	335	1630	224	416	125	20	59
今津島	56	337	129	5	8	15	5
桃島	45	261	91		33	23	3
飯谷	73	323	179	10	56	1	13
楽々浦	23	140	66	2	55	1	
戸結	33	202	105	2	2	40	
来日	18	93	44		11		
山上	85	432	231	6	52		
合計	95	466	205	13	33	14	
	763	3884	1274 (55%)	454 (20%)	375 (16%)	114 (5%)	105 (4%)

(%) は全就業人口中それぞれの就業人口の割合を示す  
(湯島村外十五ヶ村の規模による)

明治も半ばをすぎた明治三十七年の産業別就業人口を調べてみても表48のとおりであり、文明開化の波がうちよせ、日本の近代化が進む中で、城崎の産業構造はほとんど変化をみせていない。観光産業を中心とした城崎に発展するにはまだまだ長い年月を必要とし、明治から大正にかけての城崎は、湯島村を除けば、他の但馬の村々と同じように、第一次産業を中心とした寒村の集まりであった。

#### 国 の 農 政

明治政府は急速な国の近代化をはかり、半植民地化の危機を乗り切つて経済的独立を果たすため、殖産興業政策を実施した。それは一方で工業の近代化を押し進めるとともに、当時の中心的産業である農業（就業人口の八十分以上は農業人口であった）の近代化をはかることであつた。

明治六年、政府は内務省勧業寮を設置し、しゃにむに洋式の近代農法・農業加工技術（いわゆる泰西農法）の直輸入を始めた。けれどこの政策は一方で激しい批判を誘発し、思つたほどの効果

ども、そういう産業に従事していた人々も、そのほとんどが何ほかの耕作や川漁業に従事していたと思われる。

をあげず、とても日本の農業に定着できるものではなかつた。

明治十四年、財政整理の要請にそつた勧業機構の統合・縮小という方針の中で政府は農商務省を設立した。これは、それまでの直接保護主義を間接誘導方針に変えたことをも意味している。

このころ各地で泰西農法を在来農業技術と結合させようとする試みが現れてきていた。すでに幕末から、各地の豪農（大規模営農者）が経験から得た農法をもつて農村を指導しようとする動きがあり、彼らは老農と呼ばれていたが、政府は彼らに農村を指導させる方針をとつた。それは、在来農法に科学的農業技術を加えた新しい農業指導を行うこととして、農事試験場の設置・農事巡回教師制度、それに農談会の開催といった形で農業技術の改良を目指していったのである。そしてこれらは小農制と農家の経営機構をそのままにして、農産物の生産を高める方法を工夫することを意味し、結局は品種改良と肥料の改善という二つの技術にもつとも期待することになった。

**農事指導組織の変遷**　明治十二年、城崎・美含両郡は合同して豊岡に郡役所を置き、明治一十九年にはこれを廃して新たに城崎・美含・氣多の三郡が合同して城崎郡となり郡役所を置いた。城崎郡役所はつぎのよう勧業事業を実施した。

明治三十年 ○ 農事試験場を日高町に設置

○ 農業知識の啓発、各種の改良事項の実地指導のため講習講話会を開催

明治三十二年 ○ 水産巡回教師の設置



写143 明治29年城崎郡役所の門

### 明治三十三年○林業巡回教師の設置

### 明治三十六年○畜産専門の農事巡回教師の設置

明治三十七年○普通農事専門および蚕業専門の各巡回教師の設置  
明治三十年から三十六年頃までの事情については、『城崎郡役所事績録』に「勧業事業の如きも郡制施行以前は郡勧業会を設け、勧業進歩の方法を論議討議したるに止まりしも、郡制施行の翌年即ち明治三十一年度より農事試験場及種苗圃を設け、三十二年度に水産巡回教師を設置し、水産の指導奨励に任せしむ」とある。ここにいう勧業会について、明治十九年一月の『但馬国城崎郡第一回勧業日誌』をみると、先に述べた農談会の流れをくんでいることがわかる。この会合では、養蚕製糸改良方法や種苗交換普及方法等について考えを交換しあつている。また翌二十一年三月の第二回城崎郡勧業会では飯谷村の馬鈴薯栽培状況が話題となつたりしている。勧業会の様子をいまに伝える第一回勧業会での小西郡長のあいさつはつぎのとおりである。

農事ノ改良進歩ヲ謀ル為メ嚮キニ農談会ノ設アリ已ニ其三回ヲ終ヘリ然ルニ客歳七月甲第六十一号ノ布達ヲ以テ其名称ヲ改メラレ汎ク勧業会ト称シ専ラ農商工ノ発達ヲ謀ルニアリ因テ茲ニ本会ヲ創設セリ時正二五寒ノ天殊ニ雪中ヲ冒シ速ニ來会セラレシハ実ニ欣喜ニ堪ヘサルナリ今ヤ農事ノ改良進歩ヲ謀ルニ方リ諸

君ハ平素経験ニ富マルノ諸君ナレハ其利害得失ハ充分談話討究シ以テ本郡ノ福祉ヲ増殖セラレン事ヲ一言以テ本会創設ノ祝詞ニ代フ。

この勧業会はやがてのちに農会が設けられるによんで自然消滅してしまう。

ところで、その研究成果を期待された郡農事試験場では、農事試験場長が郡内の各村を巡回して農事指導をしていたのだが、「明治三十七年日露戦争勃発し財政緊縮に際し農事試験場及種苗圃を廃したり代りに同年度より普通農事専門及び蚕業専門の各巡回教師を置き之等の技術員は連続して郡制廃止の際に及べり」という短い設置期間であった。(『城崎郡役所事績録』)

さて、永続的な農業団体として最初のものである農会は、明治三十二年の農会法、そして翌三十三年の農会令の公布によつて成立した。農会令は県知事・郡長・町村長をそれぞれ県農会・郡農会・町村農会の会長にすることとして、ここにいわゆる系統農会が成立することになった。だからこのあと農会は農民の自主的組織という側面をほとんどもたず、農政の浸透団体という性格を強くもつのである。

**農業技術の進歩** これまで述べてきたような国の施策、またそれを受けた県郡村の勧農事業の下で「明治農法」といわれる農業技術の進歩があつた。それは、それまでの人力に頼つた浅耕・少肥の農法に代えて、

畜力の導入による深耕・金肥施用を稻作にとり入れて生産力を高めようとしたものであつた。

畜力耕については、「内川村誌」が江戸時代の農業の発達として、「鋤が改良され畜力によつて深耕できるようになったことは何といつても農業の基本的改良であるといえる。」と述べている。ここにいう鋤の改良というのは「犁」の発明と普及のことである(犁＝牛馬にひかせて土地を耕す道具)。犁は明治三十年代の発明であ

表50 明治25年城崎郡改良普通米作比較表

(当町関係分)

普通		改良		普通		改良		普通		改良		町 村 等			
今 津 村	湯 島 村 ノ 内	今 津 村	湯 島 村 ノ 内	樂 々 浦 村	内 川 村 ノ 内	樂 々 浦 村	内 川 村 ノ 内	上 山 村	内 川 村 ノ 内	上 山 村	内 川 村 ノ 内	大 字 名	町 村 名	及 名	
丹 後 坊 主	早 稻	美 濃	早 稻	赤 チ コ	晚 稻	赤 チ コ	晚 稻	美 濃	京 稻	早 稻	石 稻	九 千 九 百 株	一 反 步	稻 株 数	
	九 千 三 百 株		一 万 八 百 株		一 万 千 三 百 五 十 株		一 万 二 百 五 十 株		一 万 二 百 株		九 十 錢	四 石 二 斗 三 升	一 反 步	肥 料 価	
	八 十 錢		一 円		六 十四 錢		六 十四 錢		五 石 一 斗 三 升		三 石 四 斗 五 合	四 石 二 斗 三 升	一 反 步	一 反 步 糴 数量	
	四 石 一 斗 四 升		五 石 一 斗 二 升		四 石 一 斗 四 升		四 石 一 斗 四 升		九 斗 九 升		改 良 增	八 斗 二 升 五 合	改 良 增	改 良 ・ 普 通 の 差	
	一 石 八 升		改 良 增		一 石 八 升		同		瀬 崎		同	岩 本	九 兵 衛	耕 作	人
	細 田		加 藤		信 太 郎		人		藤 右 衛 門		人				

り、当地方にも比較的早く普及した。しかし牛を飼育していた農家はすくなかったため借用する農家がほとんどだった。明治七年の記録では村々にいた牛の頭数はつぎのとおりである。

飯谷六 樂々浦一 戸島八 結二 来日七  
簸磯六 上山五 今津一 桃島八

これらの牛はもともと繁殖用として飼育され、大正三年には内川村で七頭が農業生産物のひとつとして売られているが、耕牛としても使われていたのである。

金肥施用については、これも『内川村誌』が江戸時代の農業の発達として「漁法が発達して多量にとれるいわ

しやにしんが肥料に使われるようになつたのは一つには交通運輸の発達したおかげである。菜種の油粕や養蚕の廃棄物も有力な肥料となつた」と述べている。この流れは明治になつてもつづくが、日清戦争以降大陸からの大豆粕が大量に輸入され、その相対価格の低下がこれらの有機質肥料の普及を増大した。こうして自給肥料から購入肥料（金肥）へと変化し、やがて第一次世界大戦後から購入肥料は有機質肥料から無機質肥料（過磷酸石灰、硫安、石灰窒素など速効性の化学肥料）へと変化していく。こうして農家の家計における肥料代の占める割合が高くなつていった。多肥農法の確立である。

稻作における品種改良も盛んであった。明治二十五年の城崎郡改良普通米作比較表による本町関係分はつぎのようになっている。

農機具についてはほとんどめぼしい進歩はなかつた。だが、農作業の中でも田植えと並んで重要な脱穀においては、江戸時代に、それまでの「扱き箸」から「千歯扱き」（金扱きともいわれた）へと進歩し、別名「後家倒し」といわれるほどの能率をあげたといわれる。それが足踏脱穀機の発明まで使われるのだが、桃島には明治三十三年七月、紀州粉川盛栄社製造の稻扱器械一挺を三円二十五銭で買ったとの売渡書が残つてゐる。

いずれにしろ、肥料といい農機具といい、これからどんどん工業化社会に組み込まれ、貨幣経済の波の中に巻きこまれてゆくのが明治から大正にかけての農村の姿であった。

明治二十七年の『戸島村土地所有者名寄惣計帳』によると、土地（田）の所有状況は表51のようになつてゐる。約二十五町の田の内、村内の者が所有しているのは約四町八反、一八・七%にすぎない。実に八一・三%にあたる約二十町は他村の地主の所有である。その数は三六名にのぼり、最大の

表51 明治27年 戸島村土地（田）所有の状況

		1町以上	5反以上	3反以上	2反以上	1反以上	1反未満	合計
村内	人 数	1	2	1	1	3	13	21人
	面 積(約反)	17	14	4	3	5	5	約48反
	総面積中の%	6.6	5.5	1.6	1.2	1.9	1.9	18.7%
村外	人 数	6	5	5	3	4	13	36人
	面 積(約反)	132	37	20	9	5	6	約209反
	総面積中の%	51.4	14.4	7.8	3.5	1.9	2.3	81.3%

(戸島村土地所有者名寄帳による)

地主は豊岡の人で、四町六反余を一人で所有している。一町以上を所有している村外地主は、瀬戸・豊岡・庄境などの六人で、この人達だけで戸島村の田の約半分を所有している。加えて高屋・江野・加陽・出石等遠隔地の地主もいる。近隣の村では染々浦・結・飯谷・湯島の四力村の地主が八人いるが、これらは合わせて約二町を所有しているにすぎない。ともあれ、明治二十一年の戸島村は、実に広い地域の村外地主によって田を分割所有されており、この頃いかに豪商・富農による土地集積が進んでいたかを示している。

これは「明治十年から十四年にかけて米価が騰貴したのに対し、明治十四年末から米価は低落し、明治十六年から十八年にかけては農村不況が襲つた」とされている。この時期には没落した自作農や、零細地主が多かつたし、大地主の土地集積が更に進行した」（『日高町史』）結果と考えてよいと思われる。不完全なものではあるが、明治八年の『戸島村現地反別名寄帳（一部）』には村外地主の名はみられない。

こういう傾向は決して全ての村々にあてはまるものではなく、たとえば明治二十一年の『結村土地台帳』をみると、土地所有者三七人中、村外地主は一三人であり、その所有面積はとるに足らない。むしろ村内での階層分化がかなり進んでいて、三、四人の大地主による土地の集積がみられる。一方、明治二十一年の『桃島村土地台帳』をみると、瀬戸・小島・湯島等比較的近隣の村外地主の名が多く

## 第二節 城崎町の近代化

みられる。

これらから判断すると、村外地主が村に入りこむかどうかは地理的条件、つまり戸島村は村外の者が多くやつてくる湯島に近いこと、桃島村は街道筋にあること、などによるのではないかと考えられる。

いずれにしても、江戸時代から始まった地主による土地集積と、それによる寄生地主化は城崎でもかなり進

表52 明治37年村別土地所有の状況

桃 島	今 津	湯 島	飯 谷	樂 々 浦	戸 島	結	上 山	来 日	五町以上	三町以上	一町以上	五反以上	三反以上	三反未満	合 計		
一八 九〇	九 八 六	〇 八 二	一八 一五	七 七 二	二 六 一	一六 七 四	六 七 六	一六 九 七	一〇 九 一	一〇 九 一	一〇 九 一	一八 八 九	九 一〇 〇	〇 九 一	四 一 六 一	一〇 〇 一	
一 九 一	九 八 六	五 二 五	一 一 四 九	一 五 四 四	七 九 三	一 〇 八 五	六 七 六	一 〇 九 一	一 〇 九 一	一 〇 九 一	一 〇 九 一	一 八 八 九	九 一〇 〇	〇 九 一	四 一 六 一	一〇 〇 一	
二 四 一 五 三 三	二 四 一 五 六 五	五 一 六	一 六 一 三	一 五 四 四	一 五 八 六	二 二 五 三	三 二 六	一 八 八 九	一 八 八 九	一 八 八 九	一 八 八 九	一 八 八 九	九 一〇 〇	〇 九 一	四 一 六 一	一〇 〇 一	
一 六 九 九	六 七 四	三 一 八	八 九 七	七 七 二	二 八 九 一	八 三 二	七 九 七	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	〇 九 一	四 一 六 一	一〇 〇 一	
五 七 三	九 八 六	三 一 〇	七 六 六	一 一 五 三	二 三 二 五	一 二 五 三	二 三 二 五	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	九 一 〇	〇 九 一	四 一 六 一	一〇 〇 一	
三 一 一 七	三 九 一 四	八 一 二 二	三 六 七 二 九	四 一 三 一 一	三 一 六 一 一	二 九 一 二 七	二 九 一 二 七	四 一 六 一 一									
一 〇 〇 %	五 三 人	一 〇 〇 %	六 一 人	一 〇 〇 %	二 八 七 人	一 〇 〇 %	七 九 人	一 〇 〇 %	二 六 人	一 〇 〇 %	三 八 人	一 〇 〇 %	二 四 人	一 〇 〇 %	八 九 人	一 〇 〇 %	一 〇 〇 一 人

(明治37年湯島村外十五カ村の規模より)

んでいたと思われる。またつぎの表52は明治三十七年村別土地所有の状況を示したものであるが、村内での層分化がはつきりとみられ、五町以上を所有する大地主がある反面、三反未満の地主のパーセントの高いのが目につく。

このような地主制は、社会的政治的に農村を支配する力となり、昭和二十二年の農地改革までつづくのである。ただ、城崎には、他の村々にまで手をひろげてゆくほどの大地主は生れてこなかつたと思われる。

#### 城崎の産物

明治大正を通して城崎の産業に特別大きな変化はみられないが、旧来の農産物を主としながら、大正になると明治のはじめにはみられなかつた産物が公にされている。明治七年の『村限調帳』と大正三年の『内川村要覧』それに大正十一年の『城崎町町勢一覧』でそれぞれの年に公表された産物はつぎのようである。

#### 湯島村（明治七年）

米・大豆・小豆・粟・豌豆<sup>えんとう</sup>・大根・芋・柳・酒・醬油・生糸・桑細工・麦ワラ細工・川魚・鶏・家鴨<sup>あひる</sup>・薪

#### 今津村（明治七年）

米・大麦・小麦・菜種・大根・麻・大豆・小豆・綠豆<sup>りょくとう</sup>・蚕豆<sup>そら豆</sup>・粟・藁麦<sup>そば</sup>・稈・萱・薩摩芋・薪・柳・楮<sup>こうぞ</sup>・桑・川魚・鶏・生糸・酒

#### 桃島村（明治七年）

米・大麦・小麦・大豆・小豆・蕎麦・大根・粟・蚕豆・菜種・薩摩芋・桑・柳・楮・綿・薪・萱・麻・

## 第二節 城崎町の近代化



写144 明治に盛んになった桑織物

鶏・川魚・生糸  
城崎町（大正十一年）

米・麦・大根・蕪菁・牛蒡・大豆・甘藷・葱・桑・柳・生糸・鶏・卵・鷄卵・牛乳・籠・バスケット・  
麦稈細工・指物類・桶・樽・桑織物・石材・和紙・菓子・清酒・傘・提灯・下駄・金物類・温泉染・湯  
の花・蒲鉾・半平・饅・鯉・蛤・雜魚・木炭・竹・木材・雜木

飯谷村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・蕪麥・柳・甘藷・薪・楮・川魚・種・馬佃・蚕豆

樂々浦村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・蕪麥・甘藷・薪・楮・川魚・蛎・蛤・蜆

戸島村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・蕪麥・甘藷・薪・楮・川魚・蛎・蛤・蜆  
蚕豆・川魚・蛤・蜆

結村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・蕪麥・甘藷・薪・豌豆・粟・楮・馬  
佃・生糸

来日村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・蕎麦・桑・柳・綿・甘藷・里芋・割木・薪・楮・麻苧・瓜・桃・柿・生糸・材木・炭

簸磯村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・綿・甘藷・里芋・薪・菜種・豌豆・蚕豆・粟・八升芋・楮・生糸  
上山村（明治七年）

米・麦・大豆・小豆・大根・桑・甘藷・薪・菜種・麻・豌豆・蚕豆・粟・楮・鶏  
内川村（大正三年）

粳米・糯米・大麦・裸麦・小麦・粟・大豆・小豆・蚕豆・蕎麦・甘藷・青芋・馬鈴薯・大根・蔬菜・果物・生糸・マユ・牛・鶏卵・苗木・柳・竹・萱・用材・薪・木炭・傘骨・ラムネ・菰・繩・ワラ履物・肥料・鰐・鮭・鯉・鮒・鰻・雜魚・牡蠣・蜆・蟹・蓆。

本来自給自足をその経済基盤としていた農村は、江戸時代より徐々に貨幣経済に組み込まれていったが、明治に入つて現金収入の必要度は急速に高まつていった。それは日常生活に必要な購買品の値上がりであり、教育費・交際費等の支出増大であり、地税や徵兵制のもとで現金支出増であった。これらが農産物の商品化、また商業的農業の発展をうながすこととなつた。

明治十一年、樂々浦組戸長役場がまとめた『物産取調帳』から、樂々浦・飯谷・戸島の村々がどんな物をどこへ売つてゐるかをみたのがつぎである。湯島と豊岡がこの地方の消費地として、また湯島以外の城崎の村々が生産物供給地としてその経済的つながりをもつてゐることをよく表している。

明治十一年染々浦村（漁獲物については漁業の項参照）

蕃薯（ばんしょ）——豊岡——丹後·豊岡

桑——丹後

生糸——但馬·丹後

明治十一年飯谷村

米——湯島·津居山

甘薯（かんしょ）——湯島

生糸——豊岡·丹後

炭——湯島·豊岡

竹——湯島·豊岡

桑——湯島·豊岡

明治十一年戸島村

米——豊岡·湯島

楮皮——畠上·丹後

蜆——豊岡·出石

養蚕の盛衰

明治から大正にかけて城崎のどの村の産物をみても米·麦など一般的農産物とならんで必ず  
「生糸」がみられる。そしてあちこちに「桑」がみられる。

竹——丹後·豊岡  
割木——豊岡·氣多郡  
楮——畠上·丹後

小豆——湯島

大根——湯島

楮皮——畠上·丹後

割木——湯島·豊岡

柳——豊岡

牝牛——養父郡

生糸——豊岡·丹後

鮋——豊岡·湯島



写145 郡是製糸八鹿工場

明治政府は開国以来重要輸出品となつた生糸の製造に力を入れ、農政の重要な施策として養蚕の普及改良を目差した。折しも貨幣経済が浸透してきていた農家は養蚕にとびつき、養蚕の普及は農家の自給經濟の破壊にますます拍車をかけることになった。もちろん但馬での養蚕の歴史は古く、城崎の村々でも早くから盛んではあつたが、たとえば明治四十二年に火災のあつた飯谷では再建された家はことごとく養蚕向に設計され、養蚕が有利になるにつれて、水田を畑に変えて桑を栽培することが盛んになり、桑園の施肥管理が農家の最大の仕事となつて年中忙殺され、肥料代も大半が桑園用であつた（『内川村誌』）。

しかし、明治七年の『村限調帳』にもみられるように（明治初期城崎の産業構造参照）、もともとこの地方の養蚕はすべて婦女子に委ね、男子はこれに関わらない風習であった。明治になつてもこの習慣は変わらず、目前の利欲にとらわれて技術を得ようとせず、養蚕の設備も改良されず、したがつて掃立に失敗する者がすくなかったという。また從来から自分の家でとれたマユは自分の家でいいかげんに製糸してしまつていたという（『城崎郡役所事績録』）。だから結局は家内工業での生糸の粗製という状況の中で、この地方の蚕糸業は開港後も飛躍的な発展をみせることができなかつた。それは養蚕と製糸の分業が十分には展開しなかつたからだといわれる（『兵庫県史』5）。

明治・大正と城崎の生糸はほとんど丹後へ売られている。地理的関係からも丹後縮緬業との経済関係をもつていたのである。

明治の終りから大正にかけて、各地の製糸工業が発達するにおよんで生糸よりもむしろマユの売買が盛んになつてくる。豊岡に殺蛹乾燥場がつくられ、各地からの製糸家にマユが売られるがその価格は輸出生糸の価格によつて大きく変動する。実際には郡是製糸株式会社等、業者の提示する価格で売るよりしかたなく、養蚕家は業者に支配されているような状態であつた（『内川村誌』）。

それでもマユは米と並んで農家に現金収入をもたらす重要な産物であった。

日本の蚕糸業は昭和初期まで世界の蚕糸業を独占していた。その主たる輸出先はアメリカであった。ところが昭和五年、生糸価は欧米の化学纖維の開発と世界恐慌の中で大暴落する。これを契機に日本の蚕糸業とそれにつらなる養蚕業は急速に衰退していくのである。

けれども戸数三〇〇戸足らずの内川村で、昭和十一年一六八戸、昭和十五年一五三戸の養蚕農家を数えている（『兵庫県統計書』）。養蚕は衰退傾向にあり、昭和二年の養蚕戸数一八七戸にくらべたらしくないものの、やはり重要な現金収入源であり、決定的に養蚕農家が城崎から姿を消すのは対米生糸輸出が全く不可能になる太平洋戦争期から戦後にかけてであつた。

**城崎の漁業**　先に引用した明治七年の『村限調帳』によると、十力村の内、桃島・楽々浦・戸島の三カ村が

島の五カ村が漁獲物をあげている。また、明治三十七年の『湯島村外十五カ村の規模』をみると、九力村の内



写146 樂々浦湾の投網風景（沢田 章氏提供）

結・来日以外の七カ村に漁業人口をあげていて（明治初期城崎の産業構造参照）。

水量豊かで日本海に近い円山川下流域に点在する城崎の村々では、たとえば『但州湯島名勝誌』に、「此江中（樂々浦のこと）牡蛎を多く産す。また川狩によし。捕漁の具もまたさまざまなり。四手張網等あり。又餌を江中に散て捕るもあり。なかなかおもしろきことどもなり」とあり、また、天正九年（一五八一年）の記録には瀬戸・小島・氣比などの村々と並んで樂々浦の名がみられ、「樂々浦の事、お河内（大川内）はうわな、外海にて敷あみ仕り候……」とあるように、古くから川漁業が盛んであった。とくに桃島・樂々浦が盛んで、樂々浦では明治三十六年にその共同利益を増進するため樂々浦漁業組合を組織している。

漁業が盛んではあったが、たとえば明治三十七年の産業別就業人口で樂々浦の漁人口を一としているところをみると、専業の漁家はごく少数であり、半農半漁であつたり、他に職をもちながらの漁業であつたと思われる。

その漁獲物は、人々にとつて現金収入を得るために重要な産物であった。湯島と豊岡がそのおもな消費地であり、明治十一年の樂々浦をみるとつぎのようである。



写147 楽々浦に残る苦の舟小屋

鮓大<sup>ばつ</sup>＝一〇〇〇本の内八〇〇本を二四円で湯島・豊岡へ売った。

鰯小<sup>さな</sup>＝五二〇〇本の内五〇〇本を一五円で湯島・豊岡へ売った。

蛎<sup>な</sup>＝六斗六升六合六勺の内五斗一升六合六勺を一五円四九錢八厘で湯島・豊岡へ売った。

えび＝一石三升の内一石一升を三円八五錢で湯島・豊岡へ売った。

鰻<sup>いわしえ</sup>＝一五貫目の内一三貫目を七円八〇錢で湯島・丹後へ売った。

蛤<sup>はな</sup>＝一九〇〇個の内一七〇〇個を二五錢五厘で豊岡へ売った。

鮒<sup>な</sup>＝三〇貫目の内一五貫目を六円三五錢で湯島・豊岡へ売った。

蜆<sup>いわしえ</sup>＝一石五升の内一石二升を一円八〇錢で湯島へ売った。

雜魚<sup>ぞうぎょ</sup>＝二石の内一石五升を四円五〇錢で湯島・豊岡へ売った。

円山川の川筋にある村々では、川役・魚運上を納めて漁業権を確保していたが、お互いの利害をめぐっての争いもまた多々あった。たとえば明治二十八年の『鮭漁沿革誌』によると、楽々浦と戸島の惣代が豊岡大磯村外八力町村の惣代にあててつぎのような定約書を明治十五年三月十六日付で出している。

当郡円山川流豊岡以北津居山口迄之中間ニ於テ後來鮭手張網其他魚類通行ノ妨害ニ相成候事件相起候節ハ右防人ノ義一心同意ニシテ飽迄盡力可致為其証互約取結ビ候上ハ中途変心等決シテ



写148 漁場樂々浦の眺望



写149 結和橋より河口を望む

起ス間敷候因テ定約書タシ  
件ナヨトシ

どうも上流の村々から鮭の通り道で勝手にとるなど文句をいつてきたものらしい。

そんなこともあってか、明治十六年十一月には「城崎郡円山川沿川同盟」をつくり、その商業互約証を交わしている。そこには桃島村・湯島村・樂々浦村・今津村・戸島村・赤石村・籠磯村、そして豊岡の鮭網漁業者の組織である開成社（土族授産のための組織）の漁民が連署押印しており、円山川での漁業を永遠に大切にし、相互の利益を守るために専有している樂々浦の沼地や桃島の曲江、大磯村浦のような場所に他所の者は立ち入らないこととか、不正な漁業や他人の漁業を妨害する者があれば同盟で説諭することなどを約束しあつていてる。

円山川漁業組合として沿岸の村々がその共同利益を守るようになるのは、明治二十一年県令による漁業組合

準則が出されてからである。城崎郡円山川漁業組合規約は、明治二十四年、その組織・目的・方法・役員・組合員章・組合費などを明示して履行された。

こうして盛んだった川漁業も大正までで、昭和に入ると城崎町の町勢一覧からも漁獲物の姿は消えていく。樂々浦に舟小屋が昔日の面影をしのばせ、蛤取りの小舟でジョレンをあやつる人々の姿に城崎の漁業の名残りをしのぶのみである。

金融の近代化 明治四年新貨幣条例が制定され、新貨幣は円・銭・厘の十進法で、旧貨幣の一両が新貨幣の一円となつた。ここに日本の金融は近代化への第一歩をふみ出すことになった。

明治五年、国立銀行法が制定され、多くの国立銀行、国のつくった法律に基づいてつくられた民間銀行）が銀行券を発行、貸付けを行つた。また明治九年には三井銀行の設置が認められ、ここに私立銀行名称が公許された。いよいよ金融は銀行を中心に行開する時代を迎えたのである。

明治十五年には日本銀行条例が公布になり、銀行券の発行は日本銀行だけが行うことになつた。そこで他の銀行は、明治二十三年公布の銀行条例に基づいて、預金を受け入れて貸付けを行うという、いわば預金銀行となつたのである。

こうして貨幣は統一され、銀行を中心に行は活発になつていつた。それは、農山村をも自給経済から貨幣経済の時代へとまきこんでいくことであり、土地の移動を盛んにしていく原因のひとつとなるのである。

城崎においては、明治十四年湯島郵便局が為替貯金業務を開始しているし、明治三十年一月には「城崎銀行」が設立されている。



写150 城崎銀行跡（むつのや旅館）

城崎銀行は資本金二万円で設立され、その大部分は豊岡貯蓄銀行の出資であった。ところで、当時の町民にとつて銀行はどのような存在だったのだろうか。石田松太郎の「手記」はつぎのように述べている。

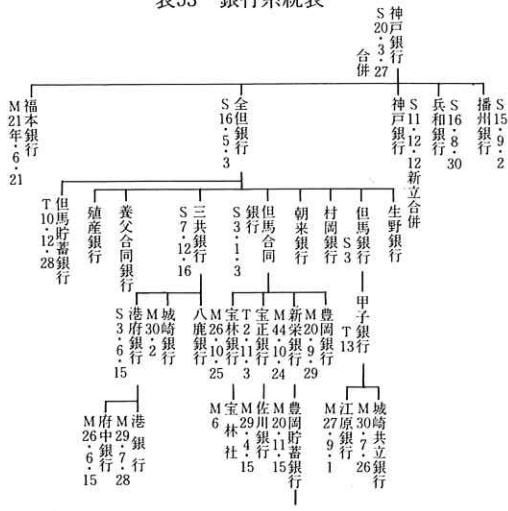
私宅でも土蔵の所々にたんすの引出しに、郵便葉書や新聞紙を紙に包んで封金の如くに見せかけて方々に紙幣の見代りをかくして置いて、賊にそれを盗ませるやうに備へたり。銀貨は壺や箱等に入れて床下に隠したから、出水や衛生掃除には第一番に人に見せずに手配せねばならず、他家でも同様の苦労をされたであろうが、銀行が出来てからはそう云う苦勞が解消されたばかりでなく、預金には利息さへつくのだから町民は銀行を大いに徳とした。

明治末からの城崎は、第一次大戦中にかけて好況がつづいた。好況の町にあって城崎銀行は増資をつづけ、大正のはじめには資本金三十五万円、竹野・中竹野・出石に支店を置くまでに発展した。ところで第一次大戦後の戦後不況の中で地方銀行は苦しい経営を余儀なくされ、乱立する小銀行を合併する動きが活発であった。そのような中で城崎郡役所もその指導に乗り出した。城崎銀行は港銀行との合併交渉をすすめられることになるが、そのようすはつぎのよう記録されている。

「銀行の合同は夙に意を致したる所にして、大正九年郡は左の方針を定め爾來之が達成促進に最善を期

## 第二節 城崎町の近代化

表53 銀行系統表



する所あり。即ち、城崎・港二行を合し之に府中銀行を併せて甲銀行と為し、江原・但馬二行を合併して乙銀行と為し、豊岡・新栄二行を合し之に宝正銀行を合せて丙銀行と為し、更に甲乙丙三銀行を統一して丁銀行と為す。其の第一次として大正十三年城崎・港両行の合併及江原・但馬両行の合併方慾漁斡旋に努むる所あり。前後両者共交渉順調に進捗し、前者にありては合併に依る資本金増額の認可申請手続迄取進めたりと雖も、城崎銀行に対する交付金額の些細なる点に至り行惱み、結局一と先ず交渉を打ち切り爾來再交渉の機を得ずして今日に至る。後者は着々折衝進展を告げ、大正十三年四月合併の実現をみたり。

株式会社甲子銀行即ち之なりとす。爾來北但大震災の襲ふありて更に之を進むるの機を得ず、僅かに其の一端の実現を以て已むの餘儀なきに到りしは深く遺憾とする所なり」(『城崎郡役所事績録』)。

震災によつて城崎銀行はその建物が倒壊し、現金を始め、国債・社債・株券・貸金証書等全て消失したが、懸命の再建努力をつづけ、「或る時は重役の連帯保証によりて資金を調達しある時は大口預金者に諒解を求めるのない支店の貸出しは元より本店の回収整理に努め危機を脱して城崎の金融に遺憾ながらしめた」(『石田手記』)。

城崎銀行はじめ当地方の銀行は表53のように合併をく

り返し、昭和二十年、神戸銀行（いまの太陽神戸銀行）と合併することになる。

なお、明治二十九年に設立された港銀行がその支店を城崎に置いていたし、大正十一年の城崎町々勢一覧によると三十二銀行の出張所があつたとしているが、これらの開設時期等詳細は不明である。

また、明治大正と城崎・内川の庶民の金融機関としての役割をおもに果たしたのは経済講であるが、これについて内川村誌に詳しい。たとえば「殖産会」の概略はつぎのとおりである。

### 殖産会（内川村）

創立 明治三十年三月

目的 殖産事業ノ為メ低利小資本ノ金融策ヲ設ケ会員相互ノ便ヲ計ランコトヲ以テス

方法 一回拂込金十拾錢ヲ一株トナシ毎年二回三月十月ニ拂込ミ五カ年ヲ以テ一期トス

組合員 拾參名

### (3) 日清・日露戦争と国家主義教育

**皇國思想と学校儀式** 「学制」の前文にあたる太政官布告は、「人が立身出世し悔いのない生活を送る為には学問が必要で、学校はその為にある」という趣旨を述べて、従来の「学問は国の為」という考え方を沿襲の弊（因習の弊害）としてしりぞけている。

ところがその後、國家権力を背景とする政府の強力な指導が加わるうちに、当初の「教育は個人の為」という教育觀がまげられて、「國家のための教育」という傾向を作りあげてしまった。学制のつぎに出た教育令では、まだ国家色は表面には出ていないが、その色彩が強められたのは、明治二十三年（一八九〇）の改正小学校令